世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例について

(付議の要旨)

世田谷区立障害者福祉施設における就労系障害福祉サービス事業を変更するため、世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する。

1 主旨

区立障害者福祉施設における障害福祉サービス事業のうち、就労系の事業(就労移行支援事業[*1]、就労継続支援B型事業[*2])について、就労継続支援B型事業の利用に係る国の方針に速やかに対応するとともに、就労移行支援事業への需要の変化に対応し事業内容を見直すため、世田谷区立障害者福祉施設条例(以下「条例」という。)の一部を改正する。

- *1:一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。就労移行支援施設で実施。
- *2:一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。就労継続支援B型施設で実施。

2 事業見直し及び条例改正の理由

以下の現状及び国の方針並びに利用者の要望を踏まえ、事業を効果的に実施するため、 就労系障害福祉サービス事業の内容を見直すとともに、施設数を変更する条例改正を行 なう。

(1) 現状

区立就労系障害者福祉施設では、特別支援学校卒業生で就労継続支援 B 型施設への通所を希望する人も、原則 2 年間の就労移行支援施設を利用している。

障害者雇用促進法の改正等により、近年、特別支援学校卒業と同時に就労する 方が増加し、就労移行支援施設の利用希望者が減少し、定員割れとなっている。

また、就労継続支援B型施設については、ほぼ定員を満たし、今後の新規卒業生などの通所先の確保が難しい状況である。

(2)国の方針

国は、「平成25年度以降の就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントの取扱い及び就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置等について」(平成25年4月4日障障発第0404第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)によって、平成27年度の特別支援学校卒業生から、在学中に就労移行支援施設で体験実習によりアセスメントを実施し、卒業と同時に就労継続支援B型施設を利用できるようにするという方針を示している。

(3)利用者などからの要望

特別支援学校PTAなど障害者団体からは、 卒業と同時に希望により就労継続 支援B型施設の利用ができるとともに通所先の拡充にできるだけ速やかに対応して ほしい、 就労移行支援事業はノウハウの蓄積があり人的配置も特化した施設によ リー般就労につなげる取り組みを充実してほしい、などの要望がある。

3 事業見直しの内容

特別支援学校の在学中にアセスメントを実施する仕組みを整え、平成26年度からアセスメントを実施、平成27年3月の卒業と同時に就労継続支援B型施設の利用を開始できるようにする。

そのため、現在の各事業の利用状況等を踏まえ、事業の実施施設及び定員を見直す。

4 条例改正等の内容

(1)施設数の変更(条例改正の内容)

区立障害者福祉施設(就労系)10施設について、以下のとおり事業種別を変更する。

事業種別	改正前	改正後
就労移行支援(単独)	2	2
就労継続支援B型(単独)	0	3
就労移行支援と就労継続支援B型の併設	8	5

⁽注)条例の表記上、本園と分場の事業種別は同一とするため、上表中の施設数とは異なる記載となる。

(2)利用定員の変更(要綱改正により対応)

事業種別	改正前	改正後	増減
就労移行支援	1 0 3	8 5	18減
就労継続支援B型	2 5 2	2 7 0	18増

5 施行予定

平成26年4月1日公布、平成27年4月1日施行とする。

特別支援学校の卒業後の進路については、本人・保護者の希望により1年前から調整を行なっており、平成26年度からアセスメントを実施し、事業見直し後の平成27年3月の卒業生が安心して進路を決められるように、実施1年前に条例を改正する必要がある。

6 所要経費・人員

障害福祉サービス事業の変更を行う施設において、職業指導員や生活支援員の職員配置等に係る歳出(指定管理料)に変動は見込まれないが、就労継続支援 B 型事業の利用者数増による歳入(自立支援サービス収入)の増加が見込まれる。

7 今後の予定

平成26年 2月 5日 常任委員会

これ以降、障害者団体等へ説明

2月24日 第1回区議会定例会へ条例改正の提案

条例改正後、見直し後の事業に基づくアセスメント及び利用調整

平成27年 4月 1日 改正条例施行